

平成 30 年度 障害者芸術文化活動普及支援事業 公募要項

芸術文化は、多様な価値を尊重し、他者との相互理解を進めるという機能を有しており、芸術文化活動は、障害者の自立や社会参加を促進する上で、重要な活動の一つである。本事業は、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とするものである。

本事業では、「都道府県」、「ブロック」、「全国」という3つのレベルを設け、それぞれのレベルに障害者の芸術文化活動を支援する拠点を設置し、事業を展開することとしている。

各都道府県の支援拠点となる「障害者芸術文化活動支援センター」(以下「支援センター」という。)は都道府県が設置するものであるため、本公募では、ブロック内の支援を行う「障害者芸術文化活動広域支援センター」(以下「広域センター」という。)及び、全国の支援センター(都道府県)及び広域センター(ブロック)を横断的に支援する事務局(以下「連携事務局」という。)を募集する。

なお、応募にあたっては、「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」の内容を理解の上、以下の事項にご留意いただきたい。

1 応募可能な事業の実施主体

社会福祉法人その他の法人格をもつ団体とする。

2 実施団体数

広域センターについては以下のブロック毎に各 1 団体、連携事務局については 2 団体程度とする。

	ブロック	対象都道府県
1	北海道・北東北	北海道、青森県、岩手県、秋田県
2	南東北・北関東	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県
3	南関東・甲信	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
4	東海・北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
5	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
6	中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
7	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3 事業の実施期間

内示の日から、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4 対象分野

芸術文化活動のうち、絵画、陶芸等の「美術」に関する分野、演劇、音楽、舞踊等の「舞台芸術」に関する分野に対する支援を行うものとする。

なお、広域センターにおいては、両分野の支援体制を有することを原則とするが、他団体の協力を得ることにより両分野の支援体制を整えることとしても差し支えない。

また、連携事務局においては、より高い専門性を必要とする観点から、原則として「美術」又は「舞台芸術」の一方の分野を対象とする。

5 事業内容

(1) ブロックレベルにおける広域支援

ブロックレベルにおける広域支援を行う実施団体は、上記に定めるブロック単位で都道府県をとりまとめ、ブロック内の障害者の芸術文化活動を支援する広域センターを設置し、次の事業を行う。

ア 都道府県の支援センターに対する支援

都道府県の支援センターが抱える課題について、関係機関や専門家の紹介、専門的知見によるアドバイス等を行う。

また、行ったアドバイス等を集積し、ブロック内及び連携事務局と共有する。

イ 支援センター未設置の都道府県の事業所等に対する支援

当該広域センターは、支援センター未設置の都道府県について、本来支援センターが行う相談支援や必要な情報提供を行う。また、次年度以降、支援センターの設置が図られるよう、必要な働きかけを行う。

ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催

ブロック内の支援センター等に対し、事業所等における支援のあり方、芸術文化活動の支援方法、その他必要となる知識やノウハウに関する研修を行う。また、必要に応じて、フォローアップを行う。

エ ブロック内の連携の推進

ブロック内の各支援センターの活動状況や支援センター未設置の都道府県の現状などの情報を収集するとともに、各支援センター間の連絡調整、情報共有、意見交換等を行うための会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を、連携事務局と連携して、企画・運営する。

また、ブロック内の支援センターや他の障害者の芸術文化活動に携わる団体等との連

携や交流を促進するとともに課題や成果を共有し、協力できる環境をつくる。

オ 発表等の機会の創出

当該ブロックにおける障害者の芸術文化活動の推進や振興につながる展示会、体験プログラム、公演等を、ブロック連絡会議等で十分協議の上、ブロック内の支援センターや芸術、福祉等の専門家と連携し、開催する。

カ 成果報告のとりまとめ

支援センター等を通じて、ブロック内の実施成果をとりまとめ、連携事務局へ報告する。

(2) 全国レベルにおける活動支援

全国レベルにおける活動支援を行う実施団体は、全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する連携事務局を設置し、次の事業を行う。

ア 広域センター等に対する支援

広域センターや支援センターが抱える課題について、関係機関や専門家の紹介、専門的知見によるアドバイス等を行う。

なお、広域センター未設置のブロックがある場合には、厚生労働省と協議の上、連携事務局が当該ブロックについて必要な業務を行う。

イ 全国連絡会議の実施

広域センター、支援センター間の情報共有、意見交換を行うための会議（以下「全国連絡会議」という。）を、厚生労働省と協議の上、企画・運営する。

全国連絡会議は、本事業を実施するに当たり、広域センター等に必要となる知識やノウハウを共有するための勉強会を開催するほか、先進事例等の全国の取組を収集し、紹介する。

ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築

広域センター等を通じて、全国の芸術文化活動の情報収集・発信を行うとともに、可能な限り国内外の芸術文化活動の情報発信にも努めること。

また、全国連絡会議や広域センターが開催するブロック研修やブロック会議への参加・協力等を通じ、全国のネットワーク体制の構築を図る。

なお、平成 30 年度においては、PR 媒体の作成等を行うなど、本事業に関する情報発信や普及の強化を図ること。

エ 成果報告のとりまとめ、公表等

広域センター等を通じて、本事業の実施成果をとりまとめ、報告会を開催するほか、報告書を作成し、国へ報告するとともに広く公表する。

オ 障害者団体、芸術団体等との連携

本事業の円滑な実施を図るため、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」、芸術団体等と緊密な連携を図るとともに、当該団体に対し、芸術文化活動の振興を推進するための必要な協力を行う。

6 実施上の留意点

(1) 相互連携について

支援センター、広域センター及び連携事務局は、それぞれ連携・協力のもと、事業に取り組むこと。

(2) 全国障害者芸術・文化祭及びサテライト開催事業との連携・協力について

全国障害者芸術・文化祭開催県（平成30年度は大分県）に配置するコーディネーターと調整の上、全国障害者芸術・文化祭やサテライト開催事業との連携・協力が図られるよう努めること。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムについて

本事業で実施する展示会や公演等のイベントなどについては、「東京2020 参画プログラム」や「beyond2020 プログラム」として認証を受けるなど、当該大会の機運醸成の一助となるよう努めること。

7 補助基準額等

(1) 補助基準額（目安）

	広域センター	連携事務局
補助基準額	11,000 千円	美術 12,000 千円 舞台芸術 12,000 千円
実施団体数	7 団体	1～2 団体

（注）補助基準額は目安であり、都道府県レベルの実施状況等に応じて別途決定する。

(2) 補助率

定額（対象経費の10/10）

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、事業の実施に必要な給与・諸手当、報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、会議

費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費とする。

【対象経費の具体的な支出内容】

番号	経費の分類	支出内容（例）	留意事項
1	給与・諸手当	・本事業に従事した正規職員の給与・諸手当	・従前から実施団体に勤務している職員の給与については、実施団体の経常的経費や他の補助金との区分を明確にすること。 ・単価については、実施団体の給与規程等によるものとする。なお、採用した規程等は事業計画と合わせ提出すること。
2	報酬	・本事業のために嘱託した職員など、非正規職員の報酬（賞与は不可）	・実施団体の理事、取締役等の役員報酬は、補助対象外とする。 ・単価については、実施団体の給与規程等によるものとする。なお、採用した規程等は事業計画と合わせ提出すること。
3	賃金	・一時的に雇用されるアルバイトに対して労働の対価として支払う金銭	・雇用を証明できる文書を作成し、保管すること。 ・単価については、実施団体の賃金規程等によるものとする。なお、採用した規程等は事業計画と合わせ提出すること。
4	共済費	・1～3の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料	
5	諸謝金	・専門アドバイザーや評価検討会委員等に対する謝礼（法人役員・職員に対しては不可）	・所要額内訳書には事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等まで明記すること。 ・単価については、実施団体の謝金規程等によるものとする。ただし、その者の資格、免許、職歴又は用務内容等を踏まえ、妥当な単価により支出することも可とする。なお、採用した規程

			等は事業計画と合わせ提出すること。
6	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門アドバイザーや評価検討会委員、職員の旅行経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所要額内訳書には事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等ができる限り具体的に記載すること。 ・ ブロック会議、全国連絡会議への参加旅費は、主催者ではなく参加者が負担すること。なお、全国連絡会議の開催は3回を想定し、計上すること。 ・ 旅費については、実施団体の旅費規程等によるものとする。 <p>※海外旅費は対象外</p>
7	需用費 (消耗品費及び印刷製本費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事務用品、文具の類、収入印紙等その性質が使用することによって消耗され、若しくは毀損しやすいものまたは長期間の保存に適さない物品の購入費 ・ 研修会・評価検討会に係る資料、展示会パンフレット、調査表、報告書等の印刷・製本の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘・調査等のためのガソリン代等は、運行記録などを記録し、事業との関連性を明確にすること。 ・ 所要額内訳書には、品目、単価及び個数を明示すること。 (例：コピー用紙A4 ○枚 ○,○○○円×○個=○円)
8	役務費 (通信運搬費、手数料及び保険料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便料、運搬料、電話・インターネット等の通信費 ・ 作品の輸送・展示、ワークショップ、公演等本事業に係る保険 	
9	会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会や連絡会議等における茶菓代等 	

10	使用料及び 賃借料	・研修会、展示会、連絡会議 の会場借上料等	
11	委託費	・展示会等開催に伴う会場設 営等に係る委託料	・全体事業費の50%を超えないよう にすること。
12	備品購入費	・複写機、机、椅子等その性 質形状を変えることなく、比 較的長く使用し、かつ保存で きる物品	・1品目当たり30万円を上限とする。 ・所要額内訳書には、事業目的との関 連性を明確にするため、品目につい てはできる限り具体的に記載すること。 なお、自動車の購入費は補助の対象外 とする。

<その他注意事項>

- ・ 対象経費として計上しなければ、後に補助対象経費として認められないため、応募の際に漏れなく記入すること。
- ・ 所要額内訳書には、用途、内訳についてはなるべく詳細に記入し、事業との関連性が明確に分かるようにすること。

8 提出書類

(1) 平成30年度障害者芸術文化活動普及支援事業への応募について（別紙1）

(2) 事業の実施に係る次の書類

- ア 障害者芸術文化活動普及支援事業実施計画書（別紙2-1、2-2）
- イ 障害者芸術文化活動普及支援事業所要額内訳書（別紙3）
- ウ 給与・諸手当、報酬、賃金、旅費、諸謝金の支給基準（所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた資料）

(3) 応募団体の概要及び活動状況に係る次の書類

- ア 応募団体の概況書（別紙4）
- イ 定款又は寄付行為
- ウ 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
冊子による提出は不可。分量が多い場合は、応募団体の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可。

(4) 応募団体の経理状況に係る次の書類

- ア 平成30年度収入支出予算（見込）書抄本（様式なし）
- イ 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）

- ウ 監事等による監査結果報告書（様式任意）
- エ 補助金の管理及び経理事務に関する委任状及び承諾書（写）（様式任意）

（５）作成上の留意点

- ア 印刷形式は、A4用紙片面印刷によること。
- イ 応募団体が発行している書籍など本事業の実施計画に直接関係のない資料については、提出を要しないこと。

9 提出期限

平成30年5月7日（月）必着

※ 提出期限を超過して届いた提出書類は受け付けないので、期限厳守について特に留意すること。提出書類が評価委員への審査対象となるので、書類に不備や誤りが無いよう、留意すること。

10 提出方法

8（１）から（４）の書類について、正本１部、副本７部、電子媒体を保存したCD-RもしくはDVD-R１部を以下の送付先に郵送により提出すること。

＜送付先＞

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室社会参加支援係宛

※封筒表面に、赤字で「平成30年度障害者芸術文化活動普及支援事業 応募書類在中」と記載すること。

11 実施団体の決定方法について

広域センター、連携事務局については、事前審査及び評価委員会による評価を踏まえ、予算の範囲内で決定する。

（１）事前審査について

次のいずれかに該当する場合は、事務局の事前審査において不採択とする。

- ア 事業内容が５に定めるものと合致していないことが明らかな場合
- イ 事業内容が営利を目的とする事業の場合
- ウ 必要な提出書類に不足や不備がある場合

（２）評価委員会による評価について

応募団体については、別に定める評価委員会設置要綱に基づく評価委員会において総合的な評価を行い、予算の範囲内で採否を決定する。

12 応募に係る留意点

- 都道府県が設置する支援センターの運営に関わる法人による応募を可能とする。
- 同一法人による広域センター及び連携事務局の両方への応募については不可とする。

13 補助金の適正な執行について

- (1) 本補助金は、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事罰が科されることがあるので、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況が分かる通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、事業終了後 5 年間、実施主体において保存すること。
- (3) その他の関連事項については、別途定める実施要綱や交付要綱によるものとする。

14 本事業に係る照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室社会参加支援係
電話：03-5253-1111 (内線3071、3073)